

日本樹木医会公式ホームページへのバナー広告掲載要綱

1. 掲載広告の基本的考え方

日本樹木医会（以下「本会」）のHPに掲載するバナー広告は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- 1) 公益性を損なうおそれのないものであって、本会の目的に沿うものであること。
- 2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
- 3) 前各号のほか、公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- 4) その他、公益上特に支障がないと本会会長（以下「会長」という。）が認めるものであること。

2. 広告の表示方法

広告の表示方法は、バナー広告とし、規格等は次のとおりです。

規格（1 枠）	A 枠(60×468ピクセル)、B 枠(60×234ピクセル)の2種とする。 GIF形式又はJPEG形式（※日本樹木医会HP参照）
制限	高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。

3. 広告の掲載位置

バナー広告の掲載位置は、本会HPの専用画面であって、本会が指定する位置とします。

4. 広告掲載期間

広告を掲載する期間は、1箇年を単位とします。ただし、再掲載は妨げません。

5. 広告の公募時期及び方法

広告の公募は、原則として毎年8月に1回、本会HPに掲載して行います。

6. 広告掲載の申請及び決定

- 1) 広告の掲載を希望される企業等（以下「申請者」）は、「日本樹木医会公式ホームページ広告掲載申込書」（様式第1号）を会長に提出していただきます。
- 2) 会長は、前項の申込書を審査し、「広告掲載についての決定通知書」により、その結果を申請者に通知します。
- 3) 申請が広告枠に達した場合は、その時点をもって公募を締め切るものとします。

7. 広告掲載料金及び納付方法

- 1) 広告掲載料金は、下表のとおりです。

種類	料金（1件当たり年間）
A 枠	50,000 円
B 枠	30,000 円

- 2) 広告掲載料金は、掲載決定を行った日が属する月の翌月1日から1年間分について負担する

ものです。納付は、掲載決定後に本会が発行する請求書によって1年間分を一括納入していただきます。

3) 広告掲載期間中、本会のサーバー等のメンテナンス以外の理由でホームページを閉鎖したときは、本会と広告主との協議により、掲載期間を延長することができるものとします。

8. 広告の作成及び経費負担

広告内容の作成は広告主が作成し、その費用はすべて広告主の負担とします。

9. 広告主の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負担するものとします。

10. 広告掲載の取消

会長は、広告の掲載に支障があると認めるとき、又は広告掲載料金を所定の期日までに納付しないときは、その広告の掲載を取り消すことができることとします。

11. 広告掲載料金の還付

既に納付された広告掲載料金は、返還しません。ただし、本会の都合により広告掲載ができなくなったときは、返還することとします。